

高山市・高山警察署からのお願い

廃棄物(ごみ)の野外焼却(野焼き)や、基準に適合しない焼却炉での焼却は、法律により禁止されています。

ごみの野外焼却(野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」)により一部の例外を除き禁止されています。

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘っての焼却などの他、一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用も禁止されています。

近隣住民への迷惑やダイオキシンなど有害物質の発生を防止するため、廃棄物は高山市のごみの分け方・出し方に従って処理していただきますようお願いいたします。



○罰則

違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。(法人の場合は3億円以下の罰金)

○廃棄物焼却禁止の例外となる場合

法律で定める例外	具体的な例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者や道路管理者による草木の焼却処理
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼き、寺社で行う供養など
農業、林業又は漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業で行う稲わらの焼却、林業で行う伐採した枝条等の焼却など
たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	キャンプファイヤー、落ち葉焚きなど (軽微なものに限る)

※上記に該当する場合でも、事前に消防署への届出が必要となります。また、必ず消火器などの消火用具を準備し、その場から離れることなく、安全を確保して行ってください。

※他人への迷惑となる場合は、行わないでください。

○廃棄物を焼却することができる焼却炉の基準とは

焼却に伴うダイオキシン類の発生を抑制するため、焼却炉の構造・性能に対する基準が定められています。下記は基準の一部です。

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、焼却室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を焼却室に投入することができるものであること。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(注意) 規模等により、県知事、消防署への届出及び許可の手続きが必要となります。

問合せ先は裏面に記載

問い合わせ先 **一般廃棄物（家庭から出る廃棄物、事業系一般廃棄物）に関すること**
 高山市役所 0577-32-3333（代表）
 ごみ処理場建設推進課 0577-35-3138（内線 2171）
 資源リサイクルセンター 0577-35-1244（内線 2960）

産業廃棄物（事業所から出る廃棄物）、焼却炉に関すること
 岐阜県 飛騨県事務所 環境課 0577-33-1111（内線 222、295）

高山警察署
 生活安全課 0577-32-0110（代表）

消防署への届出に関すること
 最寄りの消防署へお願いします。

 高山消防署 0577-32-0119
 国府分署 0577-72-0119
 上宝分署 0578-89-0119
 大野分署 0577-52-1119
 丹生川出張所 0577-78-3119
 清見出張所 0577-68-0099
 荘川出張所 05769-2-0055